

## 第1章 事業計画に関する事項

### 1.1 準備書に係る関係地域

準備書に係る関係地域は、「滋賀県環境影響評価技術指針」(平成11年滋賀県告示第124号)に基づく表1-1の考え方を基本としたうえで、環境影響評価方法書で設定した調査地域(対象事業実施区域から2kmの範囲)を包含する範囲として、図1-1に示すとおり設定した。

なお、景観については、対象事業実施区域から2kmの範囲以遠にも主要な眺望点が分布していることから、視覚的な特性を考慮し、上記で設定した関係地域の周囲の眺望点も含めた調査・予測・評価を行った。

表 1-1 関係地域の設定の考え方

調査地域は、以下の ~ の範囲を包含する範囲とする。

対象事業実施区域から 1km の範囲内の区域。

煙突排ガスの影響範囲(対象事業実施区域から 1.2km の範囲:煙突から排出される大気汚染物質の最大着地濃度地点までの距離の約 2 倍の範囲<sup>注)</sup>)を十分に包含する範囲内の区域。

(対象事業実施区域で実施した上層気象及び日射量・放射収支量の現地調査結果、並びに現地拡散実験の結果等を踏まえ、煙突排出ガスによる大気質の予測を行った結果、年平均最大着地濃度地点までの距離は約 600m と予測された(「第 8 章 8.1 大気質 8.1.2 予測・評価 (4) 施設の稼働に伴う大気質への影響(存在・供用)」参照)。

対象事業実施区域からの雨水放流先である宇曾川に流入するまでの範囲。なお、新ごみ処理施設から発生する施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する計画である。

主な関係車両の走行ルートである市道整備区間および県道 2 号大津能登川長浜線を含む対象事業実施区域から 2km の範囲内の区域。

注)「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月、環境省)において、煙突排出ガスの最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んだ範囲を調査地域として設定する方法が示されている。



図 1-1 準備書に係る関係地域

## 1.2 市道整備ルート計画の変更

準備書の「第2章 対象事業の目的および内容 2.2 対象事業の内容 2.2.5 対象事業の概要」で示したとおり、施設関連車両の走行にあたっては、彦根市が整備する市道の活用を想定している。整備される市道は、北側は大藪金田線、南側は稲村山農道と接続し、途中でごみ処理施設整備区域と接続する計画である。

市道の整備については、従来の市道整備計画ではごみ処理施設整備区域北側の大藪金田線および南側の稲村山農道を直線的につなぎ、建設候補地西側で荒神山を縦断する計画がされており、令和2年12月に公告・縦覧を行った環境影響評価方法書においても、当該整備計画の内容を示していた。

しかし、令和3年5月の彦根市長の交代を機に、環境保全等の観点から荒神山を縦断する整備計画が見直されることとなり、彦根市および本組合の検討・協議の結果、彦根市が事業者となり、荒神山を迂回する市道を設ける方針となった。見直し後の市道は、荒神山を迂回する形で市道大藪金田線と稲村山農道を結び、途中ごみ処理施設整備区域の南側を通過する計画に変更された。

見直し前の市道整備ルートは図1-2に、見直し後の市道整備ルートは図1-3に示すとおりである。なお、図1-3では幅を持ったルート帯を示しているが、詳細な線形はルート帯内で今後彦根市による検討が行われる。



凡例

- 対象事業実施区域
- 市道整備ルート（彦根市）
- 主要地方道（県道）
- 一般県道
- 一般市道

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

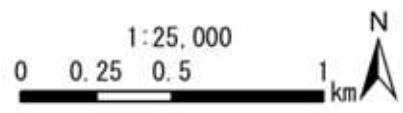







図 1-2 市道整備ルート（見直し前）



凡例

-  ごみ処理施設整備区域
-  市道整備ルート（彦根市）
-  主要地方道（県道）
-  一般県道
-  一般市道

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

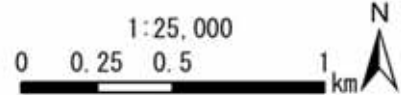


図 1-3 市道整備ルート（見直し後）

### 1.3 工事用車両走行ルートの変更

準備書の「第2章 対象事業の目的および内容 2.2 対象事業の内容 2.2.5 対象事業の概要」で示したとおり、工事用車両の走行ルートについて、環境影響評価方法書では対象事業実施区域南側の県道大津能登川長浜線から既存道路を活用して往復する計画を示していたが、車両台数の集中を懸念する住民意見を踏まえ、当初の車両走行区間における車両台数の減を図るため、工事用車両の経路を変更することとした。

見直し後の工事用車両の走行ルートは、進入車両は県道大津能登川長浜線から宇曾川左岸堤防道路に進入・北上し、堤防道路より敷地南東側角に工事用道路を用いて敷地南東側に至る経路、退出車両は工事用道路を用いて宇曾川左岸堤防道路に接続し、堤防道路を北上して宇曾川を渡河した後、県道大津能登川長浜線に出る経路および宇曾川右岸側堤防道路を北上する経路を走行する計画とした。

見直し前の工事用車両走行ルートは図1-4に、見直し後の工事用車両走行ルートは図1-5に示すとおりである。



図 1-4 工事用車両走行（見直し前）

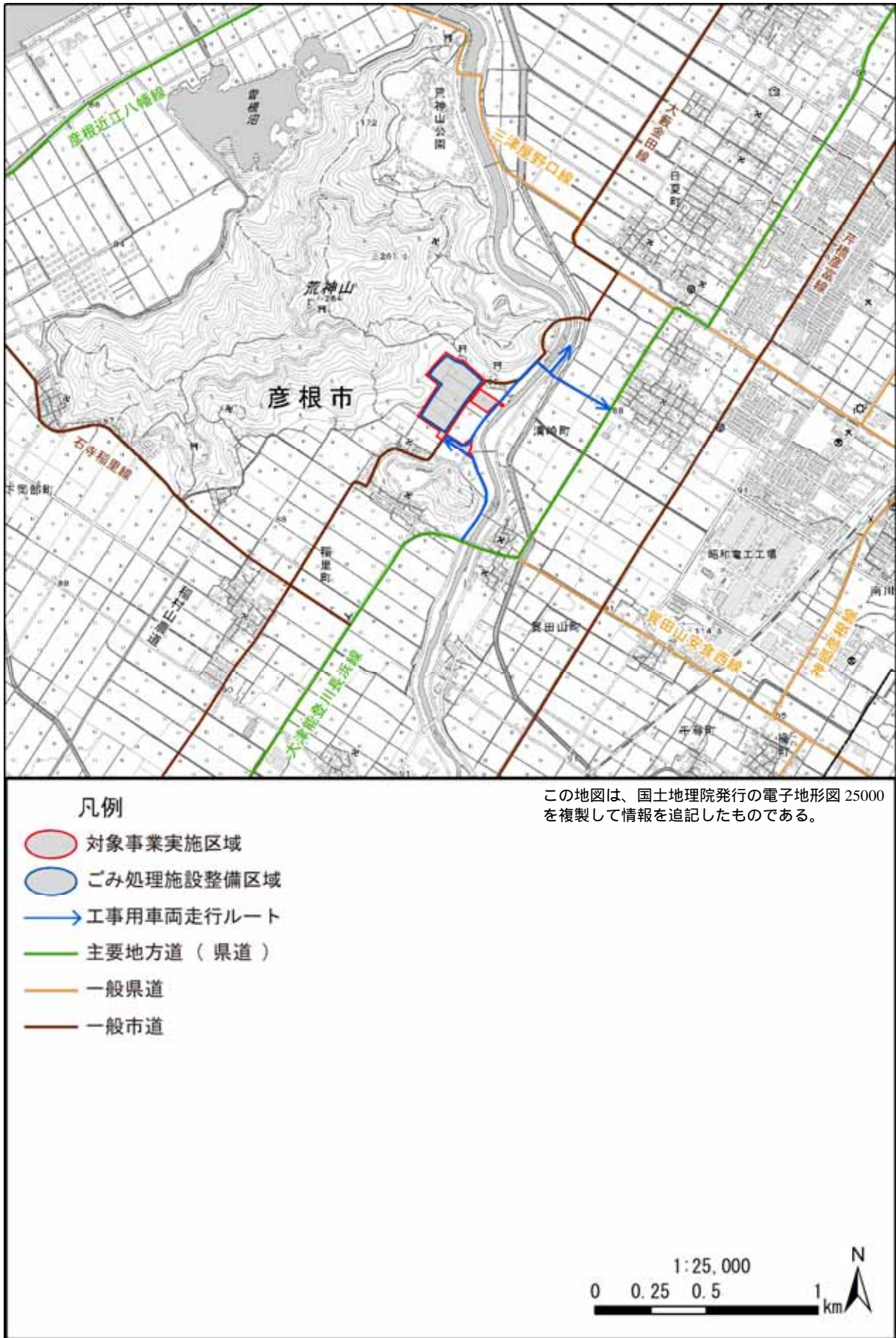


図 1-5 工事用車両走行ルート（見直し後）